

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和3年6月17日(2021.6.17)

【公開番号】特開2019-207360(P2019-207360A)

【公開日】令和1年12月5日(2019.12.5)

【年通号数】公開・登録公報2019-049

【出願番号】特願2018-103476(P2018-103476)

【国際特許分類】

G 09 F 9/00 (2006.01)

G 02 F 1/1345 (2006.01)

H 05 K 1/14 (2006.01)

【F I】

G 09 F 9/00 3 4 8 Z

G 02 F 1/1345

H 05 K 1/14 C

【手続補正書】

【提出日】令和3年4月21日(2021.4.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1端部を有する電気光学パネルと、

第2端部と、当該第2端部とは反対側の第3端部とを有し、当該第2端部が前記第1端部に接続された、可撓性を有する第1接続部材と、

前記第1接続部材上の補強材と

を備え、

前記第1接続部材は、前記電気光学パネルと接続される第1の面と、当該第1の面とは反対側の第2の面とを有し、

前記補強材は、前記第1の面上に位置し、前記電気光学パネルの前記第1端部側の端面から前記第3端部側へ延在し、

前記第1接続部材は、前記第2端部と前記第3端部とを接続する第1及び第2側縁部の少なくとも一方に内側に凹む第1切り欠きを有する、電気光学装置。

【請求項2】

請求項1に記載の電気光学装置であって、

前記第1切り欠きは

前記第2端部側の端と、

前記第3端部側の端と

を有し、

前記第3端部側の端は、前記補強材の前記第2端部側の端よりも前記第3端部側に位置する、電気光学装置。

【請求項3】

請求項1及び請求項2のいずれか一つに記載の電気光学装置であって、

前記第1切り欠きの形状は、半円あるいは多角形である、電気光学装置。

【請求項4】

請求項1から請求項3のいずれか一つに記載の電気光学装置であって、

前記第3端部に接続された回路基板をさらに備え、
前記回路基板が前記電気光学パネルと対面するよう前記第1接続部材が曲げられ、
前記第1切り欠きは、前記第1接続部材の曲がる部分に位置する、電気光学装置。

【請求項5】

請求項4に記載の電気光学装置であって、
前記第1切り欠きは、前記第1接続部材が曲げられることによって前記第1及び第2側縁部に形成される角部に位置する、電気光学装置。

【請求項6】

請求項1から請求項5のいずれか一つに記載の電気光学装置であって、
前記第1接続部材は、前記第1及び第2側縁部のそれぞれに前記第1切り欠きを有する、電気光学装置。

【請求項7】

請求項1から請求項6のいずれか一つに記載の電気光学装置であって、
前記第1接続部材は、前記第1側縁部に、前記第1切り欠きよりも前記第3端部側に位置する第2切り欠きを有する、電気光学装置。

【請求項8】

請求項1から請求項7のいずれか一つに記載の電気光学装置であって、
前記第1端部に接続された、前記第1接続部材を含む複数の第2接続部材を備え、
前記第1接続部材は、前記複数の第2接続部材において最も端に位置し、
前記第1切り欠きは、前記第1及び第2側縁部のうち、少なくとも、外側の側縁部に位置する、電気光学装置。

【請求項9】

請求項1から請求項8のいずれか一つに記載の電気光学装置であって、
前記第1切り欠きの前記第2端部側の端は、前記補強材の前記第3端部側の端よりも前記第3端部側に位置する、電気光学装置。

【請求項10】

請求項1から請求項8のいずれか一つに記載の電気光学装置であって、
前記第1切り欠きの前記第2端部側の端は、前記補強材の前記第3端部側の端と一致するように位置する、電気光学装置。

【請求項11】

請求項1から請求項8のいずれか一つに記載の電気光学装置であって、
前記補強材の前記第3端部側の端は、前記第1切り欠きの前記第2端部側の端よりも前記第3端部側に位置し、前記第1切り欠きの前記第3端部側の端よりも前記第2端部側に位置する、電気光学装置。

【請求項12】

請求項1から請求項11のいずれか一つに記載の電気光学装置であって、
前記電気光学パネルは、画像を表示する、電気光学装置。